

大田区国際交流事業にかかる旅行業務企画応募要領

(実施目的)

大田区姉妹都市及び友好都市等との親善交流を通じて、区民の国際的視野を広げ相互理解と友好を深める。

(事業件名)

令和6年度セーラム市、ピーボディー・エセックス博物館親善訪問団派遣に伴う旅行業務委託

(事業内容)

姉妹都市アメリカ合衆国マサチューセッツ州セーラム市と、同市に所在し大田区郷土博物館と姉妹館提携をしているピーボディー・エセックス博物館を訪問し、区民と市民の親善友好及び文化交流を図り、相互理解を深めるとともに、国際的視野を広げることが目的として、セーラム市、ピーボディー・エセックス博物館親善訪問団を派遣する。

(訪問団派遣期間)

令和6年11月13日(水)から令和6年11月19日(火)

なお、参加者募集は7月下旬より開始予定。

(本事業にかかる団員向け事前説明会(3回程度開催予定)等については、選定された旅行者に協力・出席を依頼する。)

(参加予定人数)

20名程度

(旅行行程)

別紙2のとおり。

※フライトについて、2種類の旅行行程(直行便及び乗継便利用の場合)を用意すること。

(本業務において履行すべき事項)

- 1 旅行期間の全行程において、参加者の安全に最大限配慮すること。
- 2 旅行行程等の事前打ち合わせについては、区の求めに応じ誠意をもって協議すること。
- 3 旅行終了後は速やかに旅行費用の明細を提出し、区の審査を受けること。
- 4 別途定める旅行業務委託仕様書の内容を遵守すること。
- 5 予期しない事態が生じた場合は、その都度理由を明らかにし区と協議すること。

(応募資格要件)

応募者が旅行業法に基づく登録を受けており、その登録業務範囲が、旅行業法施行規則第一条の

二に定められている第一種旅行業務又は第二種旅行業務のいずれかに該当すること。

(提出書類)

提出書類は以下の6点とする。

- | | |
|---------------------------|---------|
| 1 会社概要 (会社案内等のパンフレットを添付) | 【別紙4】 |
| 2 旅行費用見積書 (直行便利用 20 名の場合) | 【別紙5-1】 |
| 3 旅行費用見積書 (乗継便利用 20 名の場合) | 【別紙5-2】 |
| 4 旅行費用見積書 (直行便利用 30 名の場合) | 【別紙5-3】 |
| 5 旅行費用見積書 (乗継便利用 30 名の場合) | 【別紙5-4】 |
| 6 旅行行程表 (直行便利用の場合) | 【別紙6-1】 |
| 7 旅行行程表 (乗継便利用の場合) | 【別紙6-2】 |
| 8 安全対策についての資料 | |

1 から 7 は指定様式による。また、記入方法については、別紙 3 の「提出書類の記載方法及び記入例」を参照のこと。8 の「安全対策についての資料」は様式を問わない。荒天時の対応及び訪問地において参加者に事故が生じた場合等、緊急時の対策も明記する。緊急時対応マニュアルを定めている場合は添付する。

※提出書類及び部数は以下のとおり。

提出書類	社名・ロゴマーク・ 代表者名等の表示	提出部数
【別紙4】会社概要	あり	1
〃	なし	14
【別紙5-1】旅行費用見積書 (直行便/20名)	あり	1
〃	なし	14
【別紙5-2】旅行費用見積書 (乗継便/20名)	あり	1
〃	なし	14
【別紙5-3】旅行費用見積書 (直行便/30名)	あり	1
〃	なし	14
【別紙5-4】旅行費用見積書 (乗継便/30名)	あり	1
〃	なし	14
【別紙6-1】旅行行程表 (直行便)	あり	1
〃	なし	14
【別紙6-2】旅行行程表 (乗継便)	あり	1
〃	なし	14
安全対策についての資料	あり	1
〃	なし	14

(提出書類の入手方法)

大田区ホームページからダウンロードをする。但し、記入にあたっては事前に大田区国際都市・

多文化共生推進課国際都市・多文化共生担当の説明を受けること。来庁日時については、提出先に記載の担当へ電話もしくはメールで問合せをする。

(提出書類の書式と提出方法)

提出書類の書式は、選定委員会資料となるため、変更せず使用すること（改行は可）。

提出方法は、持込もしくは郵送にて、必要部数を下記提出先まで提出すること。

また、合わせてデータをE-mailで下記アドレスまで送信すること。

E-mail: kokusai@city.ota.tokyo.jp

※いずれの提出方法についても、大田区国際都市・多文化共生推進課にて応募に関する説明を受けていない状態での応募書類の提出は認めない。

説明受付期間：5月31日（金）～6月14日（金）

来庁前に下記担当まで連絡のうえ、予約を取ること。

(提出先)

大田区国際都市・多文化共生推進課 国際都市・多文化共生担当
〒144-0052 大田区蒲田4-16-8 2階（おおた国際交流センター） 電話 03-5744-1227
担当 眞野・山口

(提出期限)

令和6年6月14日（金）（持ち込みの場合は、午後5時まで）

(欠格事由)

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外する。

- ・事業者になろうとする法人及びその役員が暴力団員による不当行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体又は構成員である場合。
- ・社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと認められた場合。
- ・選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合。
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ・その他不正行為があった場合。
- ・旅行業法第十九条及び第二十条により、第一種旅行業務又は第二種旅行業務いずれかの登録が取り消し又は抹消された場合。

(審査予定)

旅行者推薦委員会（プレゼンテーション）

令和6年6月25日（火）午後

応募者は旅行者推薦委員会に参加し企画のプレゼンテーションを行う。参加必須とする。

(審査結果の通知)

審査結果については、厳正な審査のうえ、全ての応募者に書面にて通知する。

※プラン内容については、社会情勢または本事業執行上の事情等により変更する場合がある。